



熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」

もくじ	2~3 p	特集1 人権週間について
	4~5 p	特集2 災害と人権(1)
	6~8 p	人権課題について学ぼう 『ハンセン病回復者等の人権』『女性の人権』 『感染症・難病等をめぐる人権』『アイヌの人々の人権』
	9 p	ライブラリー 新着DVD・図書紹介
	10 p	人権ラジオ放送から 『同和問題』
	11 p	トピックス 北朝鮮人権侵害問題啓発週間について 県民意識調査結果の紹介等
	12 p	市町村の人権啓発の取り組み<錦町>

特集1

12月4日から10日は人権週間です

1948年12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、国連では12月10日を「人権デー」と定めています。

日本でも、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、各地域で人権啓発のイベント等が行われています。人権週間をきっかけに、人権について考えてみましょう。

人権問題は、毎日の生活の中にあるものです!

「人権」というと、つい難しいものだと思ってしまういませんか? 次のような場面、あなたのまわりで起こっているかもしれません。

● バスの中でスマートフォンに夢中だったせいで、妊婦さんが乗ってきたのに全然気づかなかった。妊婦さんが立ったままで、どうして誰も気づかないんだろうと思ったら、周りの人もみんなスマートフォンを見ていたり、本を読んだりしていた。

⇒ ときどきは周りを見てもみませんか? 気づかなかったことに気づくことができるかもしれません。



● 路上に止められた自転車が、点字ブロックをふさいでいる!

⇒ 視覚障がい者の中には、白杖を使って移動されている方も多くいらっしゃいます。点字ブロックをたどって移動されているところに自転車が止められていると、視覚障がいのある方が衝突する可能性があり、本当に危険です。



● 近所で空き巣事件があった。被害に遭った人のうわさ話が、毎日聞こえてくる。

⇒ 犯罪の被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、近隣住民等周囲の人々の言動や報道機関による取材・報道等で二次被害を受けることもあります。



● 友だちが喫茶店で撮った写真をSNSに投稿していたけど、一緒にいる子の名前と顔の写真、どこのお店に何時ごろいたかも分かっってしまうし、他のお客さんの顔もハッキリ映っている。

⇒ インターネットは便利な反面、発信した情報によっては相手を傷つけたり、他人のプライバシーを侵害してしまったりする場合があります。インターネット上でも日常生活と同じように、ルールやマナーを守ることが大切です。



● 右の漫画は、LGBTs(※)のうち、特に同性愛の方の悩みに焦点を当てています。2コマ目のような会話はあなたの周りにありませんか。「異性愛が当たり前」という認識で、誰かを傷つけているかもしれません。「自分の周りに当事者がいたらどう行動するか?」と、この機会に一度考えてみましょう。

※「LGBTs」とは、L: レズビアン (女性の同性愛者)、G: ゲイ (男性の同性愛者)、B: バイセクシュアル (両性愛者)、T: トランスジェンダー (「こころの性」と「からだの性」が一致しないために、違和感を覚えている人) 及び以上の4つには分類されないその他の性的マイノリティも含む総称です。

平成27年度人権メッセージ優秀作品紹介

「話してみたら、いいやつだったってこと、あんがい多いよなあ。」

コッコロの達人 梶野 孝子



人権週間のイベント紹介

人権週間中には県内で多くの啓発イベントが開催されます。このうち、県が実施するものについてお知らせします。



●熊本県人権フェスティバル

と き：平成28年12月4日（日） 13:00～16:00
ところ：熊本テルサ 1階テルサホール（熊本市中央区水前寺公園）
定 員：500名（先着順）
入場無料／事前申し込みが必要です。
手話通訳・要約筆記あり

朗読劇「あん」

ハンセン病回復者の女性が周囲の偏見にさらされながらも精一杯生きようとする姿を、四季折々の情景を交えながら綴った感動作。



出演者：ドリアン助川さん
（小説「あん」作者、ミュージシャン）
中井貴恵さん
（女優・エッセイスト）

ほか、ORANGE（バイオリンとピアノユニット）によるミニコンサート
コッコロ隊ステージ など

* 申込み方法 * ハガキ、FAXまたはインターネット

<記入事項>

1.郵便番号 2.住所 3.氏名 4.電話番号 5.参加希望人数（1件につき2名まで）
6.このフェスティバルを知ったきっかけ

※託児（2歳以上未就学児・定員5名）をご希望の方は、その旨ご記載ください。

<応募先>

熊本県人権同和政策課 人権フェスティバル 係
〒862-8570（住所記載不要）

FAX:096-383-1206

インターネットからお申込みの方はこちらから→



●人権週間パネル展

と き：平成28年12月1日（木）～16日（金）

ところ：県庁新館1階ロビー

人権課題の解説パネルや、漫画・イラストを見て楽しく学べるパネル等を展示しています。お気軽にお立ち寄りください。

このほか、市町村等でもイベントが多数開催されます。詳しくは、人権センターのホームページをご覧ください。

県人権センター（県庁新館2階）では…

人権に関する図書やビデオ・DVDを多数揃えています。人権週間を機会に勉強…と難しく考えなくても大丈夫です。漫画や絵本、30分程度のドラマDVD等も揃えており、気軽に人権について知ることができます。皆様のお越しをお待ちしています。

★p9で新着DVD・図書を紹介しています。★

特集2 災害と人権(1)

※本来なら講演会レポートを掲載するページですが、今年度は「災害と人権」をテーマに特集を掲載します。



平成28年4月14日・16日に発生した熊本地震では、県内各所で甚大な被害が発生し、避難者数は多い時で18万人を超えました（本震翌日(4/17)午前）。

地震発生後のニュースなどで、「**災害弱者**」、「**災害時要援護者**」などといった言葉を見たり聞いたりしたことはありませんか？この言葉は、災害時に自力での避難が通常の人より難しく、避難行動に支援を要する人々のことを指します。具体的には、妊婦、子ども、高齢者、障がい者、外国人、病気やけがをしている人などです。

「災害弱者」・「災害時要援護者」は避難時を想定して定義されていますが、避難した後の避難所等での生活においても、こうした方々への援護や配慮が必要となります。

ただし、災害発生時には、こうした人々だけでなく、被災したすべての人に人権上の問題が生じる可能性があります。それは、安全に生活する権利や働く権利など、日ごろ保障されているはずの人権が侵害されるということです。そうした中で、不安やストレスから他者への配慮が疎かになり、通常時より「災害弱者」・「災害時要援護者」の方々への人権侵害が起きやすくなります。

災害時、不安やストレスから余裕がなくなるのは当然のことで、仕方がありません。そうした状況になって、少しでも他者への配慮を忘れないためには、「日頃から人権意識を磨いておくこと」が大切です。

以下では、「災害時の人権」についてまとめていますので、熊本地震での経験を振り返りながら考えてみましょう。

こんなことが
問題になりました

災害時の人権

女性の人権

- ・ 避難所の仕切り役が男性ばかりになり、避難所の運営に女性の視点が欠ける。
(授乳やオムツ替えのスペース確保、防犯のための照明設置等)
- ・ 炊き出しや掃除は女性の担当など、避難所でも固定的性別役割分担がなされる。
- ・ 女性用の生理用品を男性が一枚ずつ手渡すなど、配慮がなされない。

子どもの人権

- ・ 災害のときに怖い思いをして、落ち着かなかつたり、動揺したりしてしまう。
- ・ 震災によるストレスを感じている大人からの虐待の発生。
- ・ 学習の場や学習道具を確保できない。
- ・ 安全に遊べる場を確保できない。



♪平成27年度人権メッセージ優秀作品紹介♪

「あの人じゃない この人でもない まずは自分が変わろうよ」

高齢者の人権

- ・認知症の方は、環境の変化に弱く、避難所など日常とは違う環境だと落ち着かなくなったり、徘徊や興奮をしたりすることがある。
- ・長時間列に並ぶのが難しいが、炊き出しや支援物資、入浴支援等を受けるには他の方と同様に並ばなくてはならない。
(高齢者に限らず、妊娠している人、障がいがある人等も同様。)



障がい者の人権

- ・避難所や仮設住宅に段差が多く、身体障がい者の方が過ごしづらい。
- ・見た目には障がいがあると分からない方が必要な支援を受けられなかったり、特別な措置を取ってもらえなかったりする。



外国人の人権

- ・緊急の情報や支援等の情報が日本語でしか知らされない。
- ・宗教上の理由で、炊き出しや支援物資の食糧を食べられない。
- ・文化や習慣の違いから、他の避難所での生活が難しいことがある。



感染症・難病等をめぐる人権

- ・必要な薬を受け取れなかったり、治療を受けられなかったりする。
- ・病気によっては、避難所のような人の多いところへ避難できない。
(免疫力が弱いなど。)



LGBTs (※) の人権

- ・被災者向けのトイレやシャワーが男女別のものしかなく、その上、体育館等の避難所では他の避難者から見えるところに入り口があるため、トランスジェンダーの方が使いづらい。
- ・避難所に、誰でも使えるような個室の更衣室がない。(男女別であったり、女性用の更衣室だけが設けられていたりして、上記のトイレやシャワーと同様に、トランスジェンダーの方が使いづらい。)

(※「LGBTs」とは、L：レズビアン(女性の同性愛者)、G：ゲイ(男性の同性愛者)、B：バイセクシュアル(両性愛者)、T：トランスジェンダー(「こころの性」と「からだの性」が一致しないために、違和感を覚えている人)及び以上の4つには分類されないその他の性的マイノリティも含む総称です。)

ハンセン病回復者等の人権

もし、自分が家族や当事者であったら、と考えてみたことがありますか？

ハンセン病とは？

感染力が極めて弱い細菌による感染症です。現在、日本での感染・発症は実質的にゼロといえます。すぐれた治療薬により、障がいを残すことなく外来治療で完治します。後遺症として外見的な変形が残る場合があるため、いつまでも病気のままだと思われがちですが、完治後に感染することはありません。

Q1 どんな課題がありますか？

病気やハンセン病回復者等に対する偏見や差別

患者の隔離を定めた「らい予防法」は平成8年（1996年）に廃止されましたが、90年にも及ぶ誤った施策により、社会の中に強められた偏見や差別は根強く残されています。

本県においては、国立療養所菊池恵楓園の入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きた際に、被害者であるはずの入所者自治会に対して、誹謗・中傷の手紙やFAXが多数送り付けられました。

隔離政策により起きた人権侵害

- ・ハンセン病患者を県からなくす「無らい県運動」が、官民一体となって行われました。
- ・ハンセン病療養所内において、退所も外出も許可されず、職員不足などを補うため、看護、耕作などの作業（患者作業）を強いられました。
- ・療養所長に懲戒検束権（療養所内の司法権・警察権）が与えられ、療養所内に監禁室が設置されました。
- ・裁判が、ハンセン病を理由に裁判所ではなく、特別法廷（療養所内あるいは医療刑務所内に特設された法廷）で行われました。
- ・療養所内で、結婚の条件として断種や人工妊娠中絶が行われました。
- ・家族に対する偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

ハンセン病訴訟熊本地裁判決[2001]

熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について、国の責任を認める判決を出しました。国は控訴せず、それまでの国の政策の誤りを認め、謝罪しました。

【日本の主な取り組み】

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律[2008制定]

ハンセン病の患者であった者等が受けた被害の回復、国立ハンセン病療養所等の入所者の生活環境への配慮、ハンセン病患者であった者等に対する差別の行為の禁止等を含む基本理念のっとり、国及び地方公共団体に施策の策定・実施の責務があるとしています。

【熊本県の主な取り組み】

菊池恵楓園で学ぶ旅

ハンセン病についての知識を学び、入所者との交流を深めることを目的に、菊池恵楓園を訪問します。

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会[2015]

熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（2014）の提言を受け、この報告書から導き出される教訓が、県や県民によってどのように生かされているかを検討し、今後の道筋を明らかにするために設置しました。今後、県や各界（医療界、法曹界、マスコミ等）の取り組み状況について、この委員会から意見・提言を受け、啓発の充実を図ります。

女性の人権

- ・異性を軽んじる気持ち、性的対象としてだけとらえる気持ちがありませんか？
- ・女性はこうあるべき、男性はこうあるべき…と、決めつけた考え方をしていませんか？

Q1 どんな課題がありますか？

固定的な性別役割分担意識

平成26年(2014年)に実施した「県民アンケート調査」によると、県民の約5分の1が「男は仕事、女は家庭」などと、性別によって役割を固定する考え方に肯定的であるという現状が見られます。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により相手の心身を傷つけることをいいます。異性間だけでなく同性間でも起こります。

ストーカー行為

好意の感情やそれが満たされなかったことに対する恨みを充足させるために、特定の人やその家族に対して、つきまとい、名誉を傷つける言動、無言電話等を繰り返して行うことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス

親しい間柄の男女間における暴力のことです。身体的、精神的、経済的、性的暴力などがあります。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

【日本の主な取り組み】

男女共同参画社会の実現のため、男女雇用機会均等法[1985制定、1997、2006、2013改正]や男女共同参画社会基本法[1999制定]が制定されました。また、女性に対する暴力(※)をなくすためストーカー規制法(ストーカー行為等の規制に関する法律)[2000制定、2013改正]、DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)[2001制定、2004、2007、2013改正]が制定されました。職場における女性の活躍を推進するため、平成27年(2015年)に女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が成立し、平成28年(2016年)から全面施行となりました。

※男性が被害者になることもあります。

【熊本県の主な取り組み】

熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」[2001策定、2016改定]

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、取り組みの方向を示しています。

熊本県男女共同参画推進条例 [2002 制定]

県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するために制定されました。

熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 [2005 策定、2008、2014 改定]

「DV防止法」に基づき、市町村をはじめ関係機関や団体等との連携を図りながら、「男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現」に向けた取り組みを推進するために策定されました。

熊本県女性の社会参画加速化戦略 [2015 策定]

経済・労働分野における女性の社会参画を推進するため、経済界など産学官の連携により策定されました。

感染症・難病等をめぐる人権

○HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症、AIDS（後天性免疫不全症候群）とは？

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染すると、次第に身体の免疫力が低下します。そのため様々な感染症や悪性腫瘍等を罹患した状態になるのが AIDS（後天性免疫不全症候群）です。現在では、治療法の発達により病気の進行を遅らせることが可能になり、感染後も変わらずに社会生活を送る人が増えています。HIVは空気感染せず、感染経路も限られているため、学校や職場等での日常的な接触では感染しません。

○難病とは？

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病をいいます。

○どんな課題がありますか？

病気に対する不安や恐怖心、正しい情報の不足等により、感染症患者やその家族に対する偏見・差別等の人権侵害、社会的な混乱が生じるといった問題が起きています。

難病患者の方は、長期にわたる療養が必要となるため、経済的、精神的な負担や介護に伴う家族の負担が大きくなることや、外見上の変化がない病気の患者の方で、偏見や差別を恐れて病気のことを言い出せないといった課題があります。

○病気について正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう。

感染症については、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠ですが、患者や家族などに対する偏見や差別意識の解消等、人権尊重の視点も重要です。

また、難病はその種類も多く様々な病気の特徴があり、個人差があるため、外見上の変化があまりなく、健康な人と変わらない場合もあります。そのため、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるといったことがあります。

病気について正しく理解し、こうした偏見や差別を払拭することが必要です。

アイヌの人々の人権

○「アイヌの人々」とは？

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、固有の言語、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っています。

○どんな課題がありますか？

明治以降のいわゆる同化政策の中で、アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労は制限・禁止され、また、アイヌ語の使用等の伝統的な生活慣行の保持が制限されました。このため、民族の誇りである文化や伝統は、十分に保存・伝承されているとは言い難い状況にあります。

さらに、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

平成27年度の国民全体を対象とした調査^{*}では「アイヌの人々に対して、現在は差別や偏見があると思う」と回答した人が約18%であったのに対して、同年度のアイヌの人々を対象とした調査^{*}で「現在は差別や偏見があると思う」と回答した人は約70%でした。

また、アイヌの人々を対象とした調査で「自分が差別を受けている」と答えた人は、「自分がアイヌであることを知らない周囲の人がアイヌに対する差別的な発言をしているのを聞いた。」「結婚や交際のこと、相手の親族にアイヌであることを理由に反対された。」等の差別を受けていることが分かりました。

^{*}国民全体を対象とした調査…「国民のアイヌに対する理解度に関する世論調査」（平成28年2月、内閣府政府広報室）

アイヌの人々を対象とした調査…「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」（平成28年2月、内閣官房アイヌ総合政策室）

○わたしたちにできることは？

アイヌの伝統や文化等についての正しい知識を持ち、民族や文化の違いに対する寛容さを身につけることが必要です。

日常生活の中で使われることは少ないといっても、固有の言葉や文化を持つ人たちが日本には住んでいます。アイヌの人々の習慣や文化を尊重し、共に生きる社会を築いていくことは、世界の多くの民族や文化を尊重し、認め合える社会の実現につながります。

♪平成27年度人権メッセージ優秀作品紹介♪

「あなたは知っていますか？ 1人1人が違うことを」

このページでは、県庁新館2階の熊本県人権センターの利用についてご案内します。人権センターでは人権関係の図書とビデオ・DVDを備え、センター内で閲覧・視聴ができるほか、無料貸出も行っています。県内に在住の方、通勤・通学している方であればどなたでもご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

♪貸出のご案内♪

図書	おひとりさま	3冊まで (2週間以内)	
ビデオ・DVD	おひとりさま	2本まで (1週間以内)	⇒貸出日前月の1日から予約可能
人権啓発パネル	1団体につき	1週間以内	⇒3か月前から予約可能

新着DVD (平成28年3月入荷)

部落の歴史(中世～江戸時代) ～差別の源流を探る～

[企画・制作] 東映(株)
[制作年] 2007年
[分類番号] F116
[上映時間] 27分



部落差別は江戸時代の身分制度が原因ではなく、中世から差別意識が続いてきたことが分かってきた。中世以降なぜ部落が差別されるようになったのかを検証し、差別の本質を考え、現代の差別と向き合う姿勢を問う。

「部落の心を伝えたい」第27巻 出会いから学ぶ ～しなやかな新世代・高田美樹～

[企画・制作] 風楽創作事務所(株)フルーク映像
[制作年] 2015年
[分類番号] F118 [上映時間] 29分



人は人との関わりなくして生きることはできない。マイナスの出会い、プラスの出会い、そして、出会いが人を変え人生を豊かに作り上げていく。高田美樹さん、高校での生涯の仲間との出会い…母方の祖父との18年目の出会い直し…働く現場で体験した様々な差別…それらを全て養分に転換し、しなやかに生きる。暗・重・辛を明・軽・楽に変える新世代の誕生。

未来への虹 ～ぼくのおじさんは、ハンセン病～

[企画・制作] 法務省人権擁護局
(公財)人権教育啓発推進センター
[制作年] 2005年
[分類番号] H15 [上映時間] 30分



ハンセン病元患者の平沢保治さんをモデルにして書かれた子ども向けの本「ぼくのおじさんは、ハンセン病～平沢保治物語～」をもとに、小学校高学年以上を対象とした作品。平沢さんは、この作品の中で、これからの未来を担う子どもたちに、差別の痛みや苦しみ、帰りたいも帰れないふるさとへの想い、「人権」の大切さを語りかけている。

「人権アーカイブ・シリーズ」

- ①ハンセン病問題
～過去からの証言、未来への提言～
 - ②家族で考えるハンセン病
- [企画・制作] 法務省人権擁護局
(公財)人権教育啓発推進センター
[制作年] 2015年 [分類番号] H16
[上映時間] ①56分 ②20分



ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等の人権教育啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめた作品。

新着図書 (平成28年3月入荷)

障害者介助の現場から考える 生活と労働

[著者] 杉田 俊介 他
[発行者] 明石書店
[発行年] 2013年
[分類番号] E:31



障がい者の介助に携わる介助者たちは、なぜ介助者になり、介助者続けているのか。ケアの世紀といわれる21世紀、今後ますます介護・介助を必要とする人が増え続けていくなか、20人の介助者たちが語る介助という経験のリアルと希望。

まんが クラスメイトは外国人 入門編 はじめて学ぶ多文化共生

[著者] 「外国につながる子どもたちの物語」編集委員会
[発行者] 明石書店 [発行年] 2013年
[分類番号] G64



期待と不安を胸に中学校に進学した翔と歩夢。ブラジルや中国、ベトナムやインドなど、様々な国にルーツを持つ友達と出会い、彼・彼女らと共に、時には泣き、笑い、悩み、考えながら、少しずつ成長していく。

この他の新着DVD・図書についてはこちら

県内に在住の方、通勤・通学している方であれば、どなたでもご利用いただけます。ぜひ一度お越しください♪

同和問題について

今回は、平成28年3月まで菊池市地域人権教育指導員をされていた林 紀行さんの平成27年度のラジオ番組の内容を再構成してご紹介します。

Q.林さんは同和問題にどのように携わってこられたのですか。

私は、地域人権教育指導員になる前は学校に勤務しており、同和教育推進教員として、同和問題の解決を願う保護者の声に数多く出会いました。それは、偏見や差別のある社会を後世に残したくない、子どもに同じ体験、思いをさせたくない、自分の故郷に誇りを持って欲しいという、本当に切実な、そして誰も否定できない願いだと思います。私も親の一人として、差別のない社会を作っていかなければならないと思った次第です。また、地域や家庭内にある差別意識や偏見に気づき、間違った考え方を正していこうとする子どもたちとの出会いもあり、その子どもたちに新しい時代をつくる可能性を感じました。

Q.同和問題の現状について教えてください。

地域人権教育指導員になって、「家を建てたいけれども、その場所が同和地区かどうか」を問い合わせる電話がありました。担当の方が、「そういう問合せをすること自体が差別につながります。」という回答をされましたが、同和地区を避けようとする意識、つまり、同和問題とは関わりたくないという考えが根強く残っていると実感しました。

最近では、インターネットでの差別の問題が深刻です。昔は、親から子どもへ偏見や差別意識が引き継がれることがほとんどでした。今は、インターネットを通じて、社会に広がり、世代を超えて差別意識が再生産される恐れがあります。子どもたちは学校で人権教育を受け、同和問題について学習をしていますが、インターネット上の差別をあおる情報や不確かな情報を鵜呑みにしてしまう可能性が大きいと心配しています。

Q.同和問題について、大人の意識はどうでしょう。

ある方の身内の方が同和地区の方と結婚する際、反対している親戚に「生まれたところで結婚相手を判断するのは間違いだ。」と説得したというお話や、保護者から「学校時代に同和問題について学習したが、記憶も曖昧。子どもに正しく伝えるために再度学習したい。」という前向きな意見を聞くことがあります。学校外で、大人のこういった行動・意識が現状を変えていき、それを見た子どもたちが、相手を大切に、人権を尊重するといった判断・行動・知識を学んでいくのだと。それが子どもたちの成長につながり、社会を変えていけると思います。

Q.最後に、同和問題解決のために、私たちにできることは何でしょうか。

同和問題で苦しむことのない社会を作りたいというのは、みんな同じ願いだと思います。だから、何か小さなことでも、私たちができること、つまり正しい情報を得ようとする行動が大切です。特に子育て世代の方は、次の世代を子どもたちが担っていくので、その子どもたちと自分も一緒に学んでいこうという気持ちがあったらいいなと。親世代が家庭で積極的に話題にしていくことで、お互いが正しい情報を確認し合うということもできるかなと思います。学校や地域で講演会等が実施されていますので、そういった機会を利用されるといいと思います。

♪平成27年度人権メッセージ優秀作品紹介♪

「伝えることは難しくても、それでも分かりたいと思ってくれる人はきっといる。」

トピックス

熊本県子ども・若者総合相談センター(COCON)について

熊本県子ども・若者総合相談センターは、ニート、ひきこもり、不登校などの社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者（15歳から40歳未満）を対象とした総合相談窓口で、平成27年10月に開設されました。

ご本人に限らず、ご家族や知人の方もご相談いただけます。電話・来所・メールでのご相談をお待ちしています。相談は無料です。

TEL: 096-387-7000

メール相談はホームページから → <http://kowaka-cocon.jp/>

電話受付時間：月～金 8：30～21：00

来所相談時間：月～金 8：30～17：15(要予約)

※熊本市にお住まいの方は、熊本市子ども・若者総合相談センター（TEL:096-361-2525）にご相談ください。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

毎年12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。この啓発週間は、平成18年6月に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」によって定められており、全国で北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるため啓発活動が行われます。

本県では、この「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、「北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会」を開催します。私たちが関心を持ち続けることが、解決への第一歩となります。皆様のご参加をお待ちしています。

<北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会>

と き：平成 28 年12月17日(土)14時～16時

ところ：県庁地下大会議室

お問合せ先：熊本県国際課 TEL 096-333-2315

人権に関する県民意識調査の結果から…

県では、平成26年11月に「人権に関する県民意識調査」を実施しました。

調査では、人権全般について、個別の人権課題について、啓発活動について質問を設け、項目ごとに集計・分析を行いました。

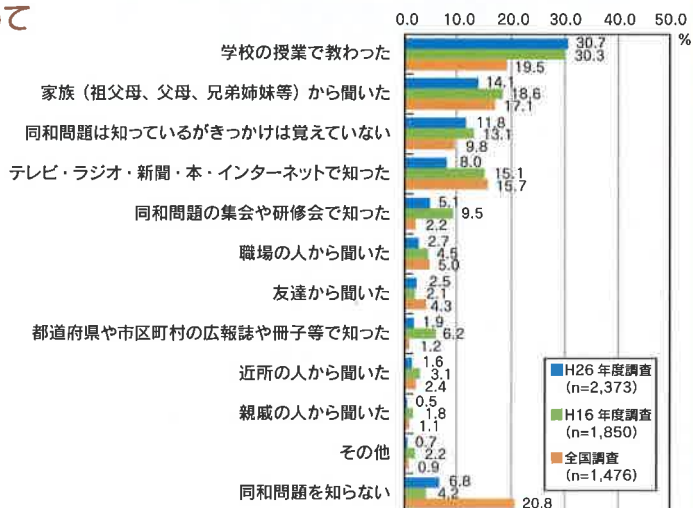
今回は、その中から、同和問題についての結果の一部をご報告します。

Q. あなたは、同和問題について、初めて

知ったきっかけは、何からですか。

同和問題を知ったきっかけについて、「学校の授業で教わった」(30.7%)が、最も高く、次いで「家族から聞いた」(14.1%)、「同和問題は知っているがきっかけは覚えていない」(11.8%)の順となっています。

「都道府県や市町村の広報誌や冊子等で知った」と答えた人の割合は、全国調査より低いものの、前回調査より低くなっており、また、「同和問題を知らない」は、全国調査よりかなり低いものの、前回調査より若干高くなっていることから、さらなる啓発が求められます。



がんばってます！

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取り組みについてお知らせします。今回は、錦町の取り組みをご紹介します。

◆錦町における人権教育・啓発の取り組みについて◆

錦町では、お互いの人権を尊重し合う生きがいのある明るい「まちづくり」を目指し、人権教育・啓発を推進しています。その取り組みの一つに、一家団らのひとときの人権について考えてみようとして毎年12月の人権週間に「家族で考える人権標語」の募集があります。募集は町の小中学校（4校）に対して行い、各校から学年毎に選考した優秀作品を表彰しています。優秀作品は町内のコミュニティーセンター等の公共施設に1年間掲示し、人権意識の高揚を図っています。

昨年度は、これまでの優秀作品を集め、その中から「錦町人権かるた」を作製しました。標語のメッセージに触れることにより、身近な人権問題に気づき、考え、行動し、豊かな人間関係を築く手助けとなることを期待します。取り札のイラストは錦中学校美術部生徒がデザインし、更に人権に親しみ愛着を感じるかるたとなり、錦町住民が考えたオリジナルの人権かるたが完成しました。

完成した「錦町人権かるた」は、町内の各小中学校や図書館等にも配付しています。子ども達は昼休みにかかるたで遊んだり、放課後子ども教室の人権学習会等で活用したり、人権かるたはとても身近なものとなっています。

これからも、単に人権について知識として学ぶだけではなく、身近な日常生活において、町民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権教育・啓発活動を行ってまいります。



人権に関する相談をお受けします

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。

（相談は無料。プライバシーは守ります。）

下記の相談専用電話までご連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相談時間 平日9:00～12:00/13:00～16:00

熊本県環境生活部県民生活局 人権同和政策課 (熊本県人権センター)

本情報誌へのご意見・ご感想をお寄せください

住所 〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18番1号
(県庁行政棟新館2階)

開館時間 8:30～17:15

休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始

電話 096-333-2299

FAX 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

096-333-2300(DVD・図書専用)

発行者：熊本県
所属：人権同和政策課
発行年度：平成28年度

この冊子は再生紙を使用しています。